

クリーンセンターふたば環境安全委員会について

令和 4 年 1 月 11 日
環 境 省
双葉地方広域市町村圏組合

1. 環境安全委員会とは

- クリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書（令和3年2月18日 福島県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合、環境省）第12条に基づき設置するもの。
- クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の状況等について報告を受け、監視を行い、クリーンセンターふたばの周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること等について助言を行うことを目的とする。
- 委員は、学識経験者、福島県、大熊町、大熊町が指名する住民で構成。

2. 設置要綱

- 資料 1 - 3 のとおり。

3. 当面のスケジュール

○第1回委員会

- ・ 本年1月11日開催。
- ・ クリーンセンターふたばの整備工事概要や埋立処分実施要綱（案）の説明、施設の現地確認を実施。

○第2回委員会

- ・ 本年秋頃を目途に開催予定。
- ・ 整備工事の進捗、埋立処分事業計画等の説明を予定。

※第3回以降については、埋立開始後、事業の進捗状況及びモニタリングデータの蓄積状況等を踏まえ、年数回、継続的に開催予定。